

## 声明

# 内閣総理大臣は日本学術会議会員任命拒否を取り下げ、 同会議の推薦に基づき会員を任命することを強く求めます

2020年10月7日 日本アジア・アフリカ・ラテンアメリカ連帯委員会（日本AALA）

日本学術会議が新会員として推薦した105人の研究者のうち6人が、菅内閣総理大臣により任命されなかったことが明らかになりました。日本学術会議は10月2日に総会を開き、任命しなかった理由の開示と、6人を改めて任命するよう求める要望書を10月3日、内閣総理大臣に提出しました。

日本学術会議は、戦時下における科学者の戦争協力への反省から、「科学が文化国家の基礎であるという確信に立って、科学者の総意の下に、わが国の平和復興、人類社会の福祉に貢献し、世界の学界と提携して学術の進歩に貢献する」（日本学術会議法前文）ことを使命として、内閣総理大臣の所管でありながら、「独立して」（同法第3条）職務を行う「特別の機関」として1949年に設立されました。この設立の精神は、「諸国民相互の理解と親善、民族自決、民主主義、人権擁護」（日本AALA規約）をかかげる日本AALAの理念と非核・非同盟・中立の日本をめざす活動方針とも大きく重なるものです。

同会議は、日本の人文・社会科学、生命科学、理学・工学の全分野の約87万人の科学者を内外に代表する機関で、「政府に対する政策提言」、「国際的な活動」、「科学者間ネットワーク」などを行っています。

この学術会議会員の任命にあたり、政治学、法学、歴史学の立場から政権を批判していた学者を、理由を明かさぬまま任命拒否する姿勢は、政府の意に沿わない学者を排除するものであり、学問の独立と自由を侵害し、ひいては学問の国家統制の再来につながりかねないものです。

菅首相は、「法に基づいて適切に対応した結果だ」（10月2日）としますが、菅首相の発言は、同会議の地位に関する歴代の国会答弁にも背くものです。それまで選挙で選ばれていた同会議の会員を、首相の任命方式に変更する改正案を審議した、1983年5月12日参議院文教委員会で中曽根康弘首相（当時）は、「学会や学術集団からの推薦に基づいて行われるので、政府が行うのは形式的任命にすぎません。学問の独立というものはあくまで保証されるものと考えております」と答弁しており、今回の菅総理大臣の任命拒否は正当化できるものではありません。

日本学術会議が会員候補者として推薦した基準は、同会議法第17条にある「優れた研究又は業績がある科学者」であり、その他の基準はありません。今回、推薦が認められなかった6人の研究者はすべて、安全保障関連法、特定秘密保護法、共謀罪法などに批判的意見を述べてきた研究者ですが、それぞれの研究分野で優れた業績を評価された人たちです。本日まで、政府は任命拒否の理由を明らかにしていません。このまま任命拒否を許せば研究者の研究成果にもとづいた専門的知見に政府が恣意的な判断を下すことになり科学の進歩に重大な影響を及ぼします。政府はどのような研究業績の評価に基づくのか、任命拒否の理由と経過について納得のいく説明を国民にする義務があります。

それを拒み続ける政府の対応は、学問の自由を著しく侵害し、科学者の自律した研究活動を委縮させ、ひいては言論の自由や思想・信条の自由といった民主主義社会の根幹をも否定しかねないと憂慮します。学問の自由に基づく健全な学問の発展のもとに、正しい国際認識が保障され、それに基づいてこそ、正しい国際連帯活動が可能になると、私たちは考えます。

日本AALAは、各機関・諸団体・市民社会と力を合わせて憲法第23条に保障された学問の自由を断固擁護する立場から、総理大臣が任命拒否を撤回し、速やかに同会議推薦に基づく会員を任命することを強く求めます。